

(令和2年10月13日 庁議)

部等名	県土整備部
-----	-------

件名	「山梨県都市計画マスタープラン」の改定について（協議）
経緯	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「山梨県都市計画マスタープラン」は、県全域を対象とした概ね10年間の都市計画の基本方針を示す計画である。</li><li>○ 本計画は、県内12都市計画区域のマスタープラン（都市計画法第6条の2）の上位計画として位置づける。</li><li>○ 本計画は、前回の策定から計画期間である10年が経過し、人口減少・超高齢化社会の進展や厳しい財政状況、及びリニア中央新幹線の開業などの社会経済情勢の変化に適切に対応するため、改定するものである。</li><li>○ 改定のポイント<ul style="list-style-type: none"><li>・リニア開業効果を全県に波及させるため、リニア駅周辺を新しい拠点へ位置づける。</li><li>・中部横断自動車道などの高速交通体系の構築を活かした産業立地について、新たに産業拠点、産業拠点候補地として位置づける。 等</li></ul></li><li>○ 改定にあたっては、山梨県都市計画審議会内に有識者によるマスタープラン委員会を設置し、計7回の検討を行った。また、原案に対して市町村や庁内関係課への意見聴取や、パブリックコメントによる県民意見を募集した。 (パブリックコメント結果)<ul style="list-style-type: none"><li>・募集期間 令和2年9月1日（火）～令和2年9月14日（月）（14日間）</li><li>・募集結果 14件（5名）</li><li>・意見への対応<ul style="list-style-type: none"><li>修正加筆等意見反映 2件 、記述済み 9件 、実施段階検討 2件</li><li>反映困難 0件 、その他 1件</li></ul></li></ul></li></ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 10月中に開催される山梨県都市計画審議会を経て、「山梨県都市計画マスタープラン」を別添のとおり改定し、県民に公表する。</li></ul>